

あるものも亦た同様なり、然れども「蒲割額公主名也」といふは蒲割額は公主の義なりと解釋すべきにあらず、此の場合に於ては公主名とはある特種の公主の名をいへるにて、何れの公主をもかく稱ぶといふには非ず、即ち名なる文字はこゝにては特種の名に用いられたればなり、「烏里古阿里只二馬名也」とあるものも亦た同様なり、かゝれば遼史國語解に「何は何の名」とあるものは、時には義と解すべく、時には特種の名と解すべく、而して後者に屬するものは地名・官名・國名等の狭き範圍に限られ、其の他のものは前者に屬するものなりとは勿論斷じ得べきに非ず、もしかく斷ぜんとすれば語解中の一々の語を解釋して悉く此の範疇の中に收めたる後のことならざる可らず。

茲に於てか余は「虜軍名」とは遼の諸軍中の一に虜と名づくる軍ありしをいへるものなるべしとの前稿の卑見を以て、決して學士の批難せらるゝが如く國語解の説明例を知らざる解釋なりとして撤回する能はざるなり、而して虜軍なるものは諸部族の兵を以て組織せられ、邊防若くは陵墓宮殿の護衛を以て任務としたる特種の軍にして、此の軍のみが他の諸軍と異りて、廣く軍または戰の義を有する *cerig, sagor, cooha* 等の語を以て稱ばるべき理由を知る能はざるを以て、尙ほ前説を固持するの止むを得ざるものありとなす。なほ此の解釋と關連せるものに就ては、(八)の項に於て述ぶる所あるべし。

(七) 此の項に於ては、學士が一方に虜なる語を數量の上よりは、何等制限無かる可き一般的の戰又は軍の義と解せられながら、他方に於ては黑韃事略の記事により、虜軍編成の單位が五十騎なりしよりして其の軍を虜軍とよ